## ~在留邦人の皆様へ~

(件名)

## 一部の国からインドに入国する際のポリオワクチン接種証明提示の要求について(印保健家族福祉省の通知)

平成26年2月5日(水)

在インド日本国大使館

 標記の件に関し、これまでに1月10日付けおよび1月13日付け「在留邦人の皆 様へ」でお伝えしてきたところですが、2月4日、印保健家族福祉省のウェブページ 上に、本件措置について新たな通知が掲載されました。その中で、本件措置は日本人 などの外国人には適用されないとの変更が含まれておりますのでお知らせします。

なお,当館より照会したところ,印保健家族福祉省は,「当初想定していた内容(本 件措置の外国人への適用)を変更し今回の通知をするに至った」との回答でした。

2. 今回,掲載された新たな通知の概要は以下の通りです。

(1)ポリオ常在国(※1)及びポリオの輸入により流行している国(※2)(以下, 「該当7カ国」という)とインドとの間の旅行者は、遅くとも当該旅行の4週間前ま でにポリオ生ワクチン(OPV)の接種を受けることが必要とされる。この措置は、 2014年3月1日からの旅行について効力を生ずる。ただし、外国人についてはO PV接種を受けることは義務付けられていない。

(※1 アフガニスタン,ナイジェリア,パキスタン)

(※2 エチオピア,ケニア,ソマリア,シリア)

(2) インドに居住し該当7カ国を旅行する外国人については、OPV接種を受ける ことは義務付けられていないが、自らの身を守るためにOPV接種を受けることが推 奨される。

(3)本件措置については、ポリオの流行状況に応じ、インド保健家族福祉省により 見直されることがあり得る。

(4) インド国内の各地区には少なくとも1人の予防接種担当官がおり, OPV接種 および接種証明の発行は同担当官が所定の書式を持って行う。同証明書は1年間有効。

(参考資料)

○ インド保健家族福祉省による通知

: http://mohfw.nic.in/index1.php?lang=1&level=1&sublinkid=1740&lid=1633

- C 在インド日本国大使館 「在留邦人の皆様へ」(1月10日付け)
  : http://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/polio.pdf
- 在インド日本国大使館 「在留邦人の皆様へ」(1月13日付け)

: http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical\_New/polio(r)\_2014.pdf

○ 厚生労働省 ポリオとポリオワクチンの基礎知識

: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/qa.html

○ 在パキスタンインド高等弁務官事務所からの通知

12月11日:http://www.india.org.pk/Advisory.pdf

- 1月 3日:http://www.india.org.pk/media/news/81655\_1388749231.pdf
- 在パキスタン日本大使館からのお知らせ
  - 12月16日: http://pkembjapan.blogspot.com/2013/12/blog-post.html
    - 1月 6日: http://pkembjapan.blogspot.com/2014/01/blog-post.html